

動物の遺棄や虐待は 犯罪です！



犬や猫などの愛護動物を遺棄することは、動物の愛護及び管理に関する法律第44条大3項の規定により、罰金や懲罰を科せられる「犯罪」にあたります。

飼い主の責任には、動物を正しく飼い、愛情を持って接することだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。

飼えないからといって動物を捨てることは絶対にやめましょう。

動物愛護週間
9月20日(月)～26日(日)
令和3年度のテーマ
「私たちがつくるペットとのこれから」

【問い合わせや相談等】

群馬県動物愛護センター

電話：0270-75-1718

【犬の登録や猫の不妊又は去勢の補助金等】

健康課予防係

電話：0278-23-2111(内線3162)